

宿毛市立坂本図書館雑誌スポンサー制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宿毛市立坂本図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、宿毛市立坂本図書館（以下「坂本図書館」という。）で配架する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、当該民間事業者等が当該雑誌の購入費を負担することにより、坂本図書館の雑誌購入費を節減し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサーは雑誌の購入費を負担し、購入した雑誌を坂本図書館が雑誌コーナーに配架する。提供雑誌の最新号カバー表面と雑誌架にスポンサー名を、また最新号カバー裏面に広告を表示する。なお、雑誌の受入事務は坂本図書館が行う。

(雑誌の選定)

第4条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した「雑誌リスト」から選定する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第5条 雑誌スポンサーは、次の事業者等に該当しないこと。なお、広告の掲出中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 民事再生法または会社更生法による再生または更生手続き中のもの
- (2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの
- (3) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (4) 暴力団または暴力団の構成員その他これらに準ずるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

2 企業、商店、団体等を対象とします。個人は対象外とする。

(雑誌スポンサーの広告内容)

第6条 広告の内容は、市行政の公共性、品位及び信頼性を損なう恐れがなく、かつ、利用者に不利益を与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当する恐れがあるときは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反しているもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるものまたは誤解される恐れのあるもの

- (6) 内容または責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義または主張にあたるもの）
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 比較広告
- (10) 前各号に係るもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

（広告期間）

第7条 広告の期間は、原則として坂本図書館が掲出を決定した月の翌月から1年間とする。ただし、更新は妨げない。

（広告の規格・表示方法）

第8条

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、次の規格によりスポンサー名等を表示する。

表示の大きさ 縦4cm、横13cm以内 地色は白色、文字は黒

貼付位置 カバー底辺より4cm上部中央

- (2) 雑誌カバーの裏面に挿入する広告チラシは、片面印刷のものとし、雑誌カバーに収まるサイズとする。なお、広告チラシは雑誌スポンサーが作成するものとする。
- (3) 雑誌架にスポンサー名を表示する。
表示の大きさ 縦10cm、横21cm以内 地色は白色、文字は黒
- (4) 坂本図書館ホームページに「雑誌スポンサー制度 提供企業・団体一覧」を掲載する。
- (5) 広告内容は、雑誌スポンサーが随時変更できるものとするが、その都度、広告内容の審査を行うものとする。
- (6) 雑誌の配架位置は、坂本図書館が決定する。

（申込みの受付）

第9条 申込みは、随時受付とする。

（申込方法）

第10条 申込者は、雑誌スポンサー申込者（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、坂本図書館に持参し、またはファクシミリもしくは郵送により提出しなければならない。

- (1) 広告図案
- (2) 会社概要等（業種等がわかるもの）
- (3) 広告主のホームページのURL

（雑誌スポンサー及び広告内容の決定）

第11条 申込があった順に申込内容を審査して雑誌スポンサーを決定し、結

果については雑誌スポンサー申込結果通知書（様式第2号）により申込者に通知する。同一雑誌に複数の申込がある場合は、先着順に決定する。

（覚書の締結）

第12条 決定した雑誌スポンサーは、覚書（様式第3号）を締結する。

（提供雑誌購入代金の支払方法）

第13条 雑誌スポンサーは、雑誌購入代金を次に掲げる方法により、納入業者に直接支払うものとする。

（1）支払いは一括前払いとする。価格変動等により代金に過不足が生じた場合は、納入業者等との協議により精算するものとする。

（2）振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

（3）雑誌スポンサーが提供する雑誌が廃刊等した場合、坂本図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り返るか廃止するものとする。

（雑誌スポンサーの責務）

第14条 雑誌スポンサーは、掲載した広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

附 則

この要項は、平成26年10月1日から施行する。